

小樽市一般廃棄物収集運搬事業者等支援金のお知らせ

燃料費高騰による影響を受けている一般廃棄物収集運搬事業者や資源回収業者を対象に、燃料費負担の軽減を図ることを目的として支援金を支給します。

対象要件

市内に本社を設置する一般廃棄物収集運搬事業者又は資源回収業者で、次のいずれかに該当する者

- ①一般廃棄物収集運搬業の許可又は一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者
- ②小樽市一般廃棄物処理基本計画に基づき家庭ごみの収集運搬を行う者
- ③資源回収業者として登録を行い、現に資源回収を行っている者

支給内容

- 1 事業者当たり、以下により支給（法人・個人事業者問わず）
【令和6年4月1日時点において、業務の用に供する車両に対して支給】
・1台当たり5万円（3台目以降にあつては、1台当たり3万円）

申請期間・方法

【申請期間】令和6年7月8日（月）～9月30日（月）消印有効

【申請方法】原則、郵送での提出（電子メールでの提出は不可）

申請書類

◆申請書（様式1）※1

◆申請添付書類・・・以下のとおり

- ①支給対象車両一覧（様式2）※1
- ②①に記載した支給対象車両の自動車検査証の写し
- ③市内に本社があることが分かる書類の写し
 - ・法人にあつては登記事項証明書（全部事項証明書）、一般廃棄物収集運搬業許可証、又は、一般廃棄物再生利用業個別指定書の写しなど、
 - ・個人にあつては開業届出書の写しなど
- ④振込先通帳の写し
 - ・振込先【カナ】の記載事項を確認できるページ（表紙の裏面の見開き）

※1 同封の申請書等又は、小樽市ホームページからダウンロードした申請書等を使用してください。

その他

申請から支援金支給まで

⇒申請書受理後、書類審査を行い、支給決定通知書又は不承認決定通知書を申請者に送付します。支給決定された場合は、申請後15日程度（土曜、日曜、祝日を除く。）で支援金を支給します（口座振込）。

申請について Q & A

- ▶ 市内で事業を行っているが、法人の本社は市外にある。対象となるか。
⇒ 対象となりません。市内に本社を設置する事業者が対象です。
- ▶ 4月2日以降に新たに業務に供する車両を増車したが対象になるか。
⇒ 対象となりません。4月1日時点における車両が対象です。
- ▶ 業務の用に供する車両とはどのような車両になるか。
⇒ 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者にあつては許可車両、その他の者にあつては、収集・回収業務に使用している車両となります。
- ▶ 営業車両は対象になるか。
⇒ 対象となりません。飽くまで、対象要件に記載している業務を行うに当たって、収集・回収業務に使用している車両が対象です。
- ▶ 対象要件の「③資源回収業者として登録を行い、現に資源回収を行っている者」とはどういう事業者を指すか。
⇒ 小樽市集団資源回収団体奨励金交付要綱に基づき、資源回収業者の登録を行い、現に資源回収業を行っている事業者になります。
- ▶ 市の貨物自動車運送事業者支援金との併給は可能か。
⇒ 併給できません。
- ▶ 市の公共交通事業者等支援金との併給は可能か。
⇒ 併給できません。
- ▶ 市の高圧電気料金高騰対策支援金との併給は可能か。
⇒ 併給できません。

提出先・問合せ先

〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号

小樽市生活環境部管理課

☎0134-32-4111 内線321、322（平日 午前8時50分から午後5時20分）